

山梨県公報

第千八百六十九号

平成二十年

七月十日

木曜日

目次

保安林の指定の予定	四〇三
保安林の指定施業要件の変更予定(二件)	四〇三
道路の区域変更	四〇四
道路の供用開始(二件)	四〇四
急傾斜地崩壊危険区域の指定	四〇五
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	四〇五
公 告	
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	四〇七
一般競争入札について	四〇八
教育委員会	
職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令	四〇九
人事委員会	
平成二十年度山梨県職員等採用試験の試験職種別採用予定人員の変更について	四〇九

告 示

山梨県告示第三百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十年七月十日

山梨県知事

横

内

正

明

一 保安林の所在場所

大月市七保町下和田字寺原一七五二、一七五二、一七五五、一七五六

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字寺原一七五二・一七五二・一七五五(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐は、択伐による。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十年七月十日

山梨県知事

横

内

正

明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大月市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十年七月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南アルプス市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年七月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

甲州市塩山千野字小山平五三一番の二地先	区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	五・四	四三六〇・七			

から
甲州市勝沼町山字北田中四三五番の二地
先まで

新	一五・〇〇 二〇・〇〇	二二・七 四〇七〇・〇
	一五・〇〇 二〇・〇〇	四〇七〇・〇 四〇七〇・〇

山梨県告示第三百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年七月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	塩平窪平線	山梨市牧丘町大字西保下字北井 一六〇八番地先から 山梨市牧丘町大字西保下字原ノ 前二〇八八番の三地先まで		二二〇・五	平成二十年 七月十日

山梨県告示第三百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年七月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年七月十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	塩山停車場 大菩薩嶺線	甲州市塩山下粟生野字藤塚一 一八番の一地先から		二七・〇	平成二十年 七月十日

甲州市塩山下粟生野字藤塚一
一五番の二地先まで

山梨県告示第三百七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年七月十日

山梨県知事 横内正明

急傾斜地崩壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から標柱番号二十号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号二十号と標柱番号一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域	標柱番号	都留市	大字	地番	
		郡	都留市	目	六〇〇	
		市	同	同	同	同
		町村	同	同	同	同
		目	同	同	同	同
		丁目	同	同	同	同

山梨県告示第三百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年七月十日

山梨県知事 横内正明

土砂災害警戒区域	市町村名	南部町
	土砂災害警戒区域の名称	日向2、日向1、塩沢2、塩沢1、塩沢の2、追平、中村3、中村2、中村1
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
土砂災害警戒区域の表示	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

次の図のとおり（図面省略）

十七	同	同	同
十八	同	同	同
十九	同	同	同
二十	同	同	同

神田川	池の山沢川 2	池の山沢川 1	御所村	塩沢	竹ノ花	竹の花	関宿 の2	関宿	竹の久保	矢崎	澤	飯米場	下杉尾	馬込	宮原の1 2	宮原の1 1	2 楮根町屋・宮原の
土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

二 土砂災害特別警戒区域

南部町				市町村名											
塩沢の2	中村 3	中村 2	中村 1	土砂災害特別警戒区域の名称	餅切沢川	西の入沢の2	西の入沢の1	塩沢川	楮根川	田中川	原戸川	向の沢川	大掘川	聖沢川	有東川
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり (図面省略)				土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項											

塩沢	竹ノ花	竹の花	関宿の2	関宿	竹の久保	矢崎	澤	飯米場	下杉尾	馬込	宮原の1 2	宮原の1 1	2 楮根町屋・宮原の	日向 2	日向 1	塩沢 2	塩沢 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

公 告

● 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定に基づき、
 次の者を指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成二十年七月十日

山梨県知事 横 内 正 明

餅切沢川	西の入沢の2	原戸川	聖沢川	有東川	池の山沢川 1	御所村
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊

名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス内容	主たる対象者
社会福祉法人 藤実会	ともしびの家	甲州市塩山中萩原 一三〇九番地	共同生活援助	知的障害者・ 精神障害者
特定非営利活 動法人障害者 地域生活サポ ート・オリ ブ	ともしび福祉作 業所 ケアホーム・オ リーブ	甲州市塩山中萩原 一三〇九番地 甲府市増坪町八〇 番地一	就労継続支援 B型 共同生活介護	知的障害者・ 精神障害者

特定非営利活動法人南風会	ステップ増穂	南巨摩郡増穂町長 沢四五〇番地一	就労継続支援 A型	身体障害者・知的障害者・精神障害者
社会福祉法人 三井福祉会	春日の杜	甲斐市長塚一八四番一号	就労継続支援 B型	身体障害者・知的障害者・精神障害者
社会福祉法人 聖ヨハネ会	下吉田聖ヨハネ ケアービレッジ	富士吉田市下吉田 八一六番地	共同生活介護	知的障害者・精神障害者
			共同生活介護	知的障害者

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十年七月十日

山梨県工業技術センター所長 殿 岡 日 吉

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 購入物品等の名称及び数量
極表面分析装置（XPS） 一式
 - 2 購入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 納入期限
平成二十年十二月二十六日（金）
 - 4 納入場所
山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター
- 二 一般競争入札の参加資格
 - 1 平成二十年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十年山梨県告示第七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

3 この公告に示した物品等を確実に納入できる者であること。

4 納入する物品等に係るアフターサービスを山梨県工業技術センター所長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇〇〇五五 山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター総務課 電話〇五五 二四三 六一一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十年八月十九日（火）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成二十年七月十八日（金）午前十時 山梨県工業技術センター研究管理棟三階 研修室

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

平成二十年七月十一日（金）から平成二十年八月八日（金）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の場所に持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成二十年八月二十日（水）午前十時 山梨県工業技術センター研究管理棟三階 研修室

6 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成二十年八月十九日（火）午後四時までに三の1の場所に必着すること。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相

当する金額を入札書に記載すること。
8 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札説明書で定める入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法
この公告に示した物品等を納入できると山梨県工業技術センター所長が認めたと入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他
1 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
2 入札保証金及び契約保証金
免除
3 契約書作成の要否
要
4 その他
詳細は、入札説明書に於て。

Summary
1 Nature and quantity of the products to be procured
Ultra Surface Analyzer(XPS)
2 Date and time for tender
10:00AM August 20,2008
3 Bureau in charge
General Affairs Section, Research Planning & Administration Division,
Yamanashi Prefectural Industrial Technology Center 2094 Otsu-nachi
Kofu-shi Yamanashi-Ken 400-0055 Japan TEL055-243-6111

教育委員会

山梨県教育委員会訓令甲第三号

庁 中 一 般
県 立 図 書 館
県 立 美 術 館
県 立 博 物 館
県 立 考 古 博 物 館
県 立 文 学 館
職員の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年七月十日
山梨県教育委員会
委員長 金 丸 康 信

職員の特例に関する規程の一部を改正する訓令
職員の特例に関する規程（昭和四十六年山梨県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。
別表県立博物館に勤務する職員の特例の欄を次のように改める。

火曜日（この日が休日当た
る場合はその翌日。ただし、
四月二十九日から五月五日ま
での日が火曜日当たたる場合
は館長が四週間ごとの期間に
ついて定める火曜日以外の一
の日。以下この項において同
じ。）及び館長が四週間ごと
の期間について定める火曜日
以外の四の日

附 則
この訓令は、公布の日から施行し、平成二十年四月一日から適用する。

人事委員会

●平成二十年度山梨県職員等採用試験の試験職種別採用予定人員の変更について
平成二十年度山梨県職員等採用試験の試験職種別採用予定人員を次のとおりとする。
平成二十年七月十日

山梨県人事委員会

委員長職務代理者

渡 邊

貢

平成20年度山梨県職員等採用試験の日程及び試験職種別採用予定人員

試験の区分	試験職種	採用予定人員	試験案内・申込書 配布開始日	受付期間 【インターネット 受付締切日】	第1次試験日	最終合格発表日
職員採用上級試験	行政	32名程度	5月12日(月)	5月14日(水) ~5月30日(金) 【5月23日(金)】	6月29日(日)	8月29日(金)
	社会福祉Ⅰ	2名程度				
	社会福祉Ⅱ	11名程度				
	獣医師	2名程度				
	薬剤師	5名程度				
	栄養士	1名程度				
	警察事務	5名程度				
	化学	3名程度				
	農業	7名程度				
	林業	5名程度				
	総合土木	8名程度				
	建築	2名程度				
	電気	1名程度				
	保健師	1名程度				
	研究(林業)	2名程度				
研究(化学)	1名程度					
研究(金属)	1名程度					
職員採用初級試験	行政	1名程度	7月11日(金)	8月11日(月) ~8月29日(金) 【8月22日(金)】	9月28日(日)	11月14日(金)
	警察事務	1名程度				
資格免許職職員採用試験	臨床検査技師	3名程度				
	理学療法士	2名程度				
小中学校事務職員採用試験	学校事務	6名程度				
身体障害者対象職員選考試験	行政	1名程度		8月1日(金) ~8月29日(金) 【8月22日(金)】	9月21日(日)	10月17日(金)

(※) 試験職種及び採用予定人員は変更する場合がありますので、各試験案内で確認すること。

(※) 試験職種により受験資格が異なるので、詳細は各試験案内で確認すること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番